



町職員募集!

職種・採用予定者数

- ①一般行政職上級【2名】
- ②技術職(土木)上級【1名】
- ③一般行政職初級(身体障害者対象)【1名】

受験資格

①一般行政職上級 ②技術職(土木)上級

- 昭和57年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた方で、学歴を問わない。
- 平成3年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)を卒業した方。(平成25年3月までに卒業見込みの方を含む)

③一般行政職初級(身体障害者対象)

- 次のすべての条件を満たす方で、学歴を問わない。
 - ①平成3年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた方であること。
 - ②身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級までであること。
 - ③活字印刷文の出題への対応ができること。
 - ④自力により通勤ができ、介護者なしに職務遂行が可能であること。

試験日時 9月16日(日)午前10時から

試験会場 千葉県立佐原白楊高等学校

申込書の配布

7月1日(日)から役場2階の総務課で配布

- 【午前8時30分～午後5時15分】
- ※土・日・祝日は、日直にお申し出ください。
- 町ホームページ(<http://www.town.tako.chiba.jp/>)からもダウンロードできます。
- 郵送により申込書を請求する場合は、住所・氏名を記した返信用封筒(A4サイズが入るもの)に140円切手を貼って、同封してください。

申込書の受付

7月24日(火)から8月10日(金)まで
役場2階の総務課で受付(土・日は除く)

- 【午前8時30分～午後5時15分】
- ※郵送の場合は、8月10日(金)の消印まで有効です。

お問い合わせ●総務課庶務係 ☎ 76-2611
(〒289-2292 多古町多古 584 番地)

町長日誌

(5月1日～31日)



5月7日	校長OB会総会
9日	町議会臨時会
12日	豊饒のさと田植えツアー
13日	ANA田米(多古米)田植祭
14日	保健推進委員会総会
16日	商工会総代会
17日	母子寡婦福祉会総会
18日	グレードアップ「ナリタ」活用戦略会議(千葉市)
	千葉県市町村長会議(千葉市)
21日	成田空港圏自治体連絡協議会総会(富里市)
22日	日本道路協会総会(東京都)
22日～23日	関東町村会トップセミナー(東京都)
24日	食育推進県民協議会(千葉市)
28日	環境衛生組合全員協議会(匝瑳市)
	全国治水砂防協会千葉県支部総会(千葉市)
	千葉県道路協会総会(千葉市)
	千葉県河川協会総会(千葉市)
	建設災害協力会総会
30日	千葉県町村会定例会(千葉市)



「都市と農村との交流事業」
田植え体験であいさつ

平成23年度分

町税等の納付状況を公表します

多古町政治倫理条例第6条第1項の規定により、町長、副町長、教育長、町議会議員の町税等の納付状況を公表します。【平成24年5月31日現在】



職名等	氏名	町県民税	固定資産税	国民健康保険税	軽自動車税	介護保険料	後期高齢者医療保険料	水道使用料	農業集落排水使用料
町長	菅澤 英毅	○	○	○	○	○	-	○	-
副町長	岩澤 好宏	-	-	-	-	-	-	-	-
教育長	柴田 洋	○	○	○	-	○	-	○	-
議長	加瀬 芳廣	○	○	○	○	○	-	○	-
副議長	土井 秀敏	○	○	-	-	-	-	-	-
議員 (議席番号順)	高坂 恭子	-	-	-	-	○	-	-	-
	鎌形 邦雄	○	○	○	○	-	-	○	-
	勝又 一徳	○	○	-	○	-	-	-	-
	山口 清	○	○	○	○	-	-	○	-
	木川 広昭	○	-	○	○	-	-	-	-
	那須 保秋	○	○	○	○	○	-	○	-
	菅澤 環	-	-	-	-	-	-	-	-
	菅澤 昌則	○	○	○	○	-	-	-	○
	所 一重	○	○	○	○	-	-	-	○
	土井 清司	○	○	○	○	-	-	-	-
石渡 悦子	○	○	-	-	-	-	-	○	
椎名 義光	○	○	○	○	-	-	-	○	

お問い合わせ●総務課庶務係 ☎ 76-2611

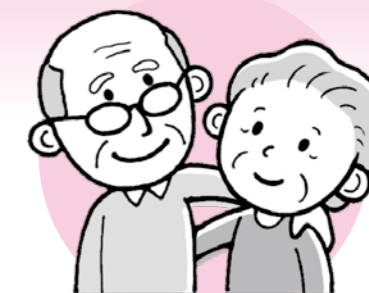
【表示例】「○」…当該年度に納付すべき額がすべて納付されている場合
「×」…当該年度に納付すべき額に未納がある場合
「-」…本人に納付義務等がない場合

後期高齢者医療保険料の納付について

後期高齢者医療保険料は、毎年7月に算定されます。

7月中旬、年金からの天引きや口座振替で納付される方には「決定通知書」が、また現金で納付される方には「納付書」が送付されますので、忘れずに納付してください。

なお、平成24・25年度の保険料率および軽減措置については次のとおりです。



■保険料率

区分	平成24・25年度
所得割額	7.29%
均等割額	37,400円

■軽減措置

★所得の低い方への軽減★

- 世帯の所得金額に応じて、均等割額が9割、8.5割、5割、2割軽減されます。
- 賦課のもととなる所得金額【前年の総所得金額-33万円】が58万円以下の方については、所得割額が5割軽減されます。

★被用者保険の被扶養者であった方への軽減★

- 後期高齢者医療制度に加入するまで、被用者保険(社会保険、共済組合等)の被扶養者であった方については、所得割額は掛からず、均等割額も9割軽減されます。

お問い合わせ●住民課国保年金係 ☎ 76-5405